

# 參 考 資 料

---

## 自治体等による被災ペット救護施設の事例

これまでの災害で利用された、自治体等による様々な被災ペット救護施設の事例を以下に紹介します。

### 紹介事例

飼い主の飼養環境整備のための支援  
■避難所における飼養施設の提供

#### 被災ペット救護施設

- 既存施設を利用した場合
  - ・動物管理センター等を使用
- 新設の場合
  - ・応急仮設施設の設置
  - ・プレハブ等による救護施設の設置
  - ・施設改修による救護施設の設置

なお、施設整備計画を検討する際の参考とするために施設を形態別に分類し、施設の設置に係る時間、費用、活動期間等について、以下の（1）～（6）の項目に整理しました。

なお、状況が不明確な場合については「不明」もしくは記載していない場合があります。

### 記載項目

- (1) 施設の概要
- (2) 用地の確保
- (3) 費用負担と主な財源
- (4) 取得手続き等
- (5) 救護施設の運営管理
- (6) 課題

## 飼い主の飼養環境整備のための支援

### 避難所におけるペットの飼養施設（テント）の提供事例 (新潟県中越大震災)

#### 事例 同行避難ペットの飼養場所としてテントを設置

新潟県中越大震災時に避難所の運営側が全く準備をしていない中、避難所にペットを同行して避難した例があり、一部の避難所にテント（学校などで使われるもの）を設置し、ペットの飼養保管場所としたもの。

テントは、学校や会社などが所持しており、軽トラックと数名の人員で設置や撤去が可能である。大規模施設化するのは難しいが、必要に応じて複数設置することも可能である。

テントには防風防寒のためブルーシートで横幕を張り、ケージ等を置く床面に“すのこ”を敷くことで雨水から動物たちを守った。

テント内のケージにはそれぞれ南京錠をつけ、動物の管理はあくまでも同行避難した飼い主が自ら行う方法とした。

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：新潟県動物愛護協会、(社) 新潟県獣医師会
- 施設の取得方法：動物愛護協会の会員が手持ちのテントを提供
- 施設の規模：2間（3.6m）×3間（5.4m）サイズの学校用テント2基
- 設置期間：平成16年11月5日～平成16年12月5日
- 設置場所：長岡市新産体育館敷地内（避難所敷地内）

#### (2) 用地の確保

- 避難所の設置主体である長岡市の用地。新潟県動物愛護協会、獣医師会有志が協議し、ペット同行避難者のための施設として設置したもの。

#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担
  - ・テントの貸し出し、搬送等：動物愛護協会会員が無償で実施。
  - ・ブルーシート、すのこ、ケージ、その他飼育用消耗品類：県動物愛護協会による購入と獣医師会会員による持ち寄り。

## ■主な財源

動物愛護協会が負担した費用は、新潟県動物救済本部が立ち上がり募金が集まつた後に、動物救済本部が補填した。

## (4) 取得手続き等

なし

## (5) 救護施設の運営管理

### ① 常勤スタッフ・施設の運営

基本的には同行避難していた飼い主による自主管理としたが、新潟県で初めて行うことであり、どんなトラブルが起きるかわからないため、昼間の数時間は動物愛護協会の会員が交代で詰め、避難者への説明や必要物資の補充、県の動物保護管理センターへの連絡調整を行つた。

テントであり施設自体には施錠できないため、安全性を担保する観点から、各々のケージに南京錠をつけ、飼い主に鍵を預け、他者が勝手にケージから動物を出すことができないように配慮した。

### ② 動物愛護協会、獣医師会の役割

設置当初に、動物愛護協会のスタッフがペット同行避難者に声をかけ、施設利用のルールや困った際の相談先などを説明した。そのうえで、毎日交代で避難所へ行き、困りごとや不足している物資がないかを確認した。

獣医師会は、飼い主からペットの健康相談を受けるとともに、必要に応じて混合ワクチンを接種した。

## (6) 課題など

- 設置時期が11月上旬から12月上旬であったために、横幕としてブルーシートで保護してもテント内は寒かった。
- 12月中旬以降は、さらなる寒さと降雪が予想されたため、新潟県の場合は厳冬期のテントでの対応は困難と思われた。また、台風などの強風時は、テントをたたんで動物を避難させることも必要になると感じた。
- テント内には電灯がないため夜間は懐中電灯だけで世話をしなければならず、不便であった。



テント（ペットハウス）外観①



テント（ペットハウス）外観②



内部の様子



入口の表示



準備した物資



飼い主と犬

## 飼い主の飼養環境整備のための支援

### 避難所におけるペットの飼養施設（ユニットハウス）の 提供事例（東日本大震災）

#### 事例 同行避難動物の飼養場所としてユニットハウスを設置

東日本大震災の際に、多数の方が犬猫を同行して福島県から新潟県に避難した。その際に設置された避難所の一部ではペットを保管する適当な場所がなかったため、ユニットハウスをレンタルして、ペットの飼養保管場所とした。

ユニットハウス内の動物の管理は飼い主が自ら行うこととし、避難所設置者や新潟県動物救済本部はあくまでも避難者のサポート役であった。

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：新潟県新発田市（避難所を運営している市）
- 施設の取得方法：リース契約（市とリース会社との賃貸借契約）。
- 施設の規模：ユニットハウス（ $5.4m \times 2.4m = 13m^2$ ） 2基
- 設置期間：2011年3月17日～2011年8月上旬（約5ヶ月間）。
- その他：3月17日から4月18日は1基ずつ2カ所の一次避難所敷地内に設置。

4月18日から8月は、温泉街の旅館を二次避難所として利用したため、温泉街の公園（月岡カリオンパーク）にユニットハウスを2基移動し、ペットの飼養施設として利用した。

#### (2) 用地の確保

- 一次避難所は、市の施設であり敷地内に設置。
- 二次避難所となった温泉街では、市有地である公園（月岡カリオンパーク）の敷地内に設置。

#### (3) 費用負担と主な財源

##### ■ 費用負担

ペット用ユニットハウスは新発田市が避難者のために設置した施設であり、当初は災害救助法の適用を受けるつもりで国に申請したが、国の審査で認められなかったことから、新潟県動物救済本部がリース料を負担することとなった。

##### ■ 施設費用内訳

リース料金：668,850円

(5ヶ月分総額、ユニットハウスとエアコンの設置、撤去費用込み。)

- ・3月中旬から4月中旬は1基ずつ2カ所の避難所に設置。
  - ・4月から8月は二次避難所となった温泉旅館街の公園に2基を設置。
  - ・5月1日から8月の撤去まではエアコンもリースして設置。
- その他費用
- ・新発田市が負担(避難所管理者):設置に係る電気工事費(数万円)、電気料金(数千円/月)、ユニットハウス内の棚、日除けの遮光ネット、飼養者用の鍵、二次避難所(月岡カリオンパーク)における屋外給排水工事及び水道料金など(一次避難所では避難所内の水道を使用)。
  - ・新潟県動物救済本部が支給:飼育ケージ、餌、飼育用消耗品類。

## (4) 取得手続き等

### ■設置と撤去

ユニットハウスは、設置や撤去にかかる時間が短く、エアコンを設置すれば冷暖房が可能で、大規模施設化するのは難しいが、10~20m<sup>2</sup>程度なら大きさを選ぶことができ、必要に応じて複数設置することも可能である。平らな場所であれば基本的にリース会社がトラックで運んで置くだけであり、設置や撤去はリース会社に任せることができる。リース会社に在庫があれば、数日以内に設置が可能である。

夜間の利用を考えれば設置後に電気を引く必要があるため、設置者は、電力会社に連絡し、電気工事や契約をしなければならない。

### ■ユニットハウスの設置に関する許可関係

非常災害時の応急仮設建築物であり、設置期間が3ヶ月以内の場合は建築基準法第85条の規定により手続きは不要である。

なお3ヶ月を超える場合は、設置場所を管轄する特定行政庁(概ね人口10万人以上の市、それ以下の場合は県)による仮設建築物の設置許可が必要である。

また許可を取った場合は、撤去時に特定行政庁への報告が必要になる。

## (5) 救護施設の運営管理

### ① 常勤スタッフ

常勤スタッフは置かず、ペット用ユニットハウスを利用する避難者が自らの責任において管理した。利用する飼養者全員に鍵を預け、ユニットハウスを施錠管理することにより、飼養者以外が動物に手を出すことができないように安全管理を行った。

### ② 動物救済本部の役割

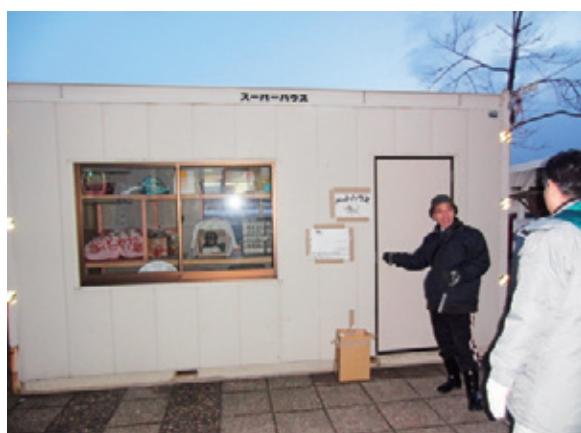
動物救済本部を構成する県の動物保護管理センターが窓口となり、飼養者や避難所スタッフから連絡を受け、必要に応じて飼育用消耗品等を補充した。

## (6) 課題など

### ■新発田市担当者の感想

- ・猫に負担がかかるので犬とは別のユニットハウスにしてほしいとの要望があったが、一次避難所では1基しか設置しなかったために応えられなかった。
- ・ケージでの飼養が条件であったが、それが難しい飼い主は車中での飼養を選択していた。
- ・ユニットハウスは屋外にあるため、飼い主が昼夜問わずペットを連れだすことができるなど、自由度の高い方法だと感じた。
- ・ホワイトボードでの情報交換は、情報伝達や要望確認の面で大変有用であった。
- ・飼い主やボランティアの方に清掃や餌の補充をしてもらっていたため、日常の管理はごみの処分程度で1日に2回ほど見回れば十分なために、市役所としての職員の負担が非常に少ない方法であった。
- ・市役所職員は動物の素人なので動物救済本部や動物保護管理センター、ボランティアの方々から支援やアドバイスをいただき、大変に助かった。

### 一次避難所に併設（避難所に1棟）



外観（新発田カルチャーセンター）



内部



外観（サンビレッジ）



内部

## 二次避難所（犬用と猫・ウサギ用の2棟）



外観（月岡カリオンパーク）



水道を設置



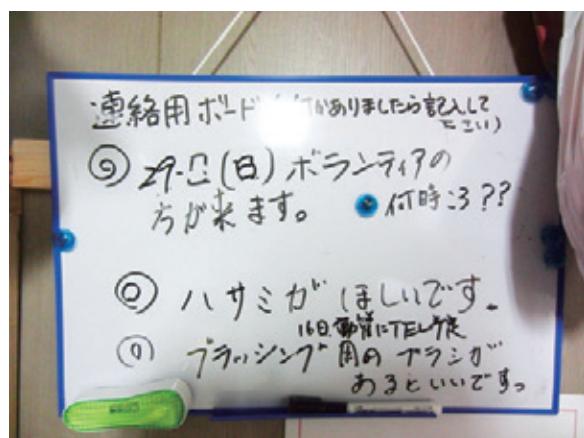
遮光ネットを設置



エアコンを設置



内部



連絡用ホワイトボード

## 被災ペット救護施設：既存施設を利用した場合

### 動物管理センターや獣医師会会員の病院を活用した事例 (東日本大震災)

#### 事例 仙台市の保護動物収容と一時預かりのための被災ペット救護施設

東日本大震災において仙台市動物管理センターと仙台市獣医師会は、新たに施設を設置しない方向で調整し、被災ペットの一時預かりについては市内の獣医師会会員の52病院が受け入れた他、被災して放浪状態となった動物や、負傷した動物を保護収容するための施設としては仙台市動物管理センター（宮城野地区）を活用した。

仙台市動物管理センターでは、平成23年3月から平成24年9月までに、保護されたペットと、飼養が困難となり引き取ったペットを、最大時には犬41頭、猫250頭、延べ2380頭を収容した。

また、仙台市内の獣医師会会員である52の病院においては、発災後から平成23年9月10日までに犬120頭、猫58頭を一時預かりした。一時預かりに係る費用は1頭1日1000円として対策本部が負担した。なお、一時預かりしたペットの中には、仙台市内だけでなく、福島県の飼い主から預かったペットも含まれる。

表1 仙台市における放浪・負傷等の保護と飼い主から引き取った動物の総収容頭数

	平成23年										
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
犬	39	41	28	23	32	33	26	27	19	15	
猫	6	92	237	177	106	129	96	93	43	14	

	平成24年									合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
犬	34	22	15	15	20	15	6	13	9	432
猫	9	22	20	74	250	183	141	153	103	1,948

表2 市内動物病院における飼い主からの一時預かり頭数

	合計（震災後～平成23年9月10日）
犬	120
猫	58

## (1) 仙台市動物管理センターの概要

- 設置主体：仙台市
- 施設の規模：
  - (面積)
    - ・飼養室 犬：220m<sup>2</sup> (32区画)  
猫：66m<sup>2</sup>
    - ・隔離室 犬：20m<sup>2</sup> (1部屋)  
猫：10m<sup>2</sup> (1部屋)
    - ・治療室 36m<sup>2</sup>
  - ※現時点の運用状況であり、震災当時とは異なる
  - 被災ペット救護施設としての稼働期間：平成23年3月～平成24年9月（約1年6ヶ月間）

## (2) 用地の確保

- 仙台市動物管理センターとして使用されていた施設であり、用地は仙台市が所有している。

## (3) 主な財源

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部からの寄附金の配布と、独自に集めた義援金で確保した。義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシ、動物病院での募金箱の設置により行い、義援金の総額は2700万円だった。これらは全て対策本部が実施する救護活動に充当した。

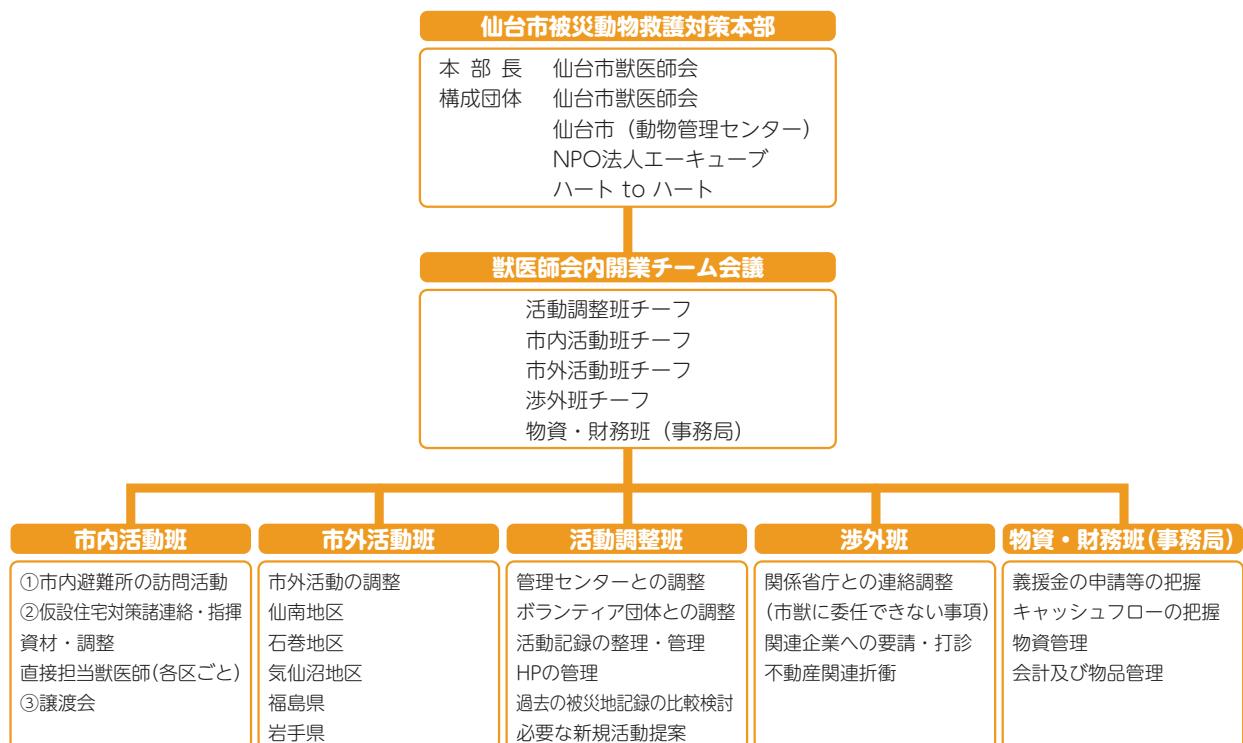
## (4) 救護施設の運営管理

仙台市では、既存施設の仙台市動物管理センターが従来業務を継続する形で動物救護にあたるとともに、市獣医師会の夜間救急動物病院や会員動物病院などを有効利用して、実効性のある対応を行った。

また、既存施設の仙台市動物管理センターでは、平時から行ってきたボランティアの協力で、ペットのストレス解消のための散歩や基本的なしつけ、シャンプーやトリミングを実施すると共に、民間企業から定期的な動物舎の徹底消毒の支援を受けるなど、収容動物の病気の発生や蔓延を防ぐための対応がとられた。

組織体制は以下の通り。

## 仙台市被災動物救護対策本部組織図



### ■ ボランティアとの協働

仙台市では、平常時から連携のある動物愛護団体（対策本部の構成団体）の代表に口頭で協力を依頼し、団体会員を招集した。また、動物管理センターや動物愛護団体に対し直接、電話や郵便、メールで参加の希望があった場合には、連携するボランティア団体の会員になってもらい、保険加入や役割等は当該団体のルールに従うこととした。なお当該団体の会員にならず、ボランティア保険への加入により活動してもらう事例もあった。

ボランティアは、被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ790名、被災者の飼養動物の一時預かりに3名が従事した。

### ■ その他

#### 〈不妊去勢措置の実施〉

動物管理センターに収容しているペットのうち、譲渡対象の一部の動物には不妊去勢措置を行った。これは、譲渡が容易になり、かつ譲渡後の確実な繁殖制限が可能となると判断したことによる。不妊去勢手術は協力動物病院で行い、経費は病院が負担した。

また、対策本部を構成するボランティア団体が、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する不妊去勢措置に係る費用を助成した。1頭あたりの助成費用は、犬メス30,000円、オス20,000円、猫メス10,000円、オス5,000円で、助成額を超える場合は飼い主負担とし、手術後に口座振込みで支給した。なお、助成に充てた予算総額は30万円であった。

### 〈ワクチン接種等の実施〉

動物管理センターと動物病院に収容したほとんどのペットに対し、狂犬病予防ワクチンの接種、混合ワクチンの接種、ノミ・ダニの駆除、フィラリアの予防措置（狂犬病とフィラリアは犬のみ）を行った。これらの処置は動物管理センターと動物病院が無料で実施した。

なお、避難所やプレハブ仮設住宅等に飼い主と避難しているペットに対しては、「どうぶつと家族を結ぶ手帳\*」の提示により、無料で同様の予防措置を行った。

\*仙台市救護対策本部では、仮設住宅でのペット飼養者に「仮設住宅におけるペット飼養届け」の提出を依頼して飼養状態を調査し、届けが提出された世帯には「どうぶつと家族を結ぶ手帳」を配布した。

### 〈広報活動〉

避難者に対する動物救護に関する広報・普及啓発活動は、インターネット、TV、ラジオを活用し、市外への避難者も含めて広く行った。また、避難所にはポスターやチラシを掲示し、仮設住宅の入居者に対しては、被災者向けの郵送物や自治体の広報誌を活用し、入居説明会ではチラシを配布した。

### 〈返還〉

動物管理センターに保護収容されたペットのうち、平成23年3月11日から平成24年3月31日の間に元の飼い主に返還されたペットは、犬192頭、猫9頭だった。一方、飼い主から一時預かりをしていたペット（犬120頭、猫58頭）は、ほとんどが飼い主に返された。

なお、仙台市（行政）は、飼い主への返還が進むように、マスコミを利用して写真をTVで放映し、雑誌に掲載したほか、避難所に写真入りの情報を掲示した。また、ボランティアを通じて、ツイッター等で情報を流し、加えて失踪届との照合を綿密に実施するなどの対応を行った。

### 〈所有権放棄〉

平成23年3月11日から平成24年3月31日までに所有権が放棄されて動物管理センターに引取られたペットの数は犬61頭、猫70頭だった。犬の飼い主が引き取りを求めてくる理由として多かったのは「飼い主が病気や怪我などで飼養することが困難なため」「ペット飼養が認められていない住居に移ったため」だった。

### 〈譲渡〉

飼い主不明または所有権が放棄されたペットのうち、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に、新たな飼い主に譲渡されたペットは、犬173頭、猫379頭だった。飼い主が判明しないペットを譲渡するにあたって、発災当初は1ヶ月のホームページ（HP）掲載期間中に飼い主が現れない場合を譲渡対象としたが、その後は従来のルールである、「1週間を過ぎても飼い主が現れない場合」を譲渡対象とした。

譲渡を促進するために、動物管理センターで譲渡会を概ね毎月開催（平常時から譲渡会を開

催)し、譲渡対象動物を写真入りでHPに掲載し、写真入りのチラシやポスターを作成し、動物管理センターや動物病院に掲示・配布した。さらに、積極的にマスコミを利用し、TVやラジオ・雑誌で対応状況を訴えたほか、県外のボランティア団体に譲渡への協力を依頼した。

なお譲渡にあたって譲渡対象者等には、譲渡チェックリストの記載と講習の受講を義務付けた。また保護動物の場合は、飼い主が現れた場合は原則として返還することや、終生飼養、適正飼養、避妊去勢手術の実施等に関する誓約書へのサインと押印を条件とした。

## (5) 課題

- ・被災ペット救護施設での被災動物の保護・収容においては、収容能力の確保に務める必要がある。仙台市動物管理センターでは、犬の場合は譲渡会を通じて、また猫の場合は臨時譲渡やボランティア譲渡を行うことで収容能力の維持に努めた。
- ・一時預かりにおいては、預かり期間が長期化する恐れがあるため、予め基準を定めておくなどの対策が必要となる。一時預かりをした獣医師会会員の病院では、一時預かりの期間の基準を1ヶ月単位としていたため、長期化することは少なかった。
- ・被災状況や既存施設(動物管理センター、動物病院)の臨時預かりの許容数を考慮した上で、仙台市では新規に臨時救護施設を設置する必要性はないと結論づけた。新規に臨時救護施設を設置することに比較すれば、動物病院等の既存施設は費用面、設備面、体制等、あらゆる面ですぐれているといえる。ただし、動物病院等での預かりが長期化する場合には、決して広くはないケージでの飼養になり、運動などのエンリッチメントを提供することが難しい場合もあるため、その対策を予め検討しスタッフが周知している必要がある。
- ・多数の動物が保護され預けられている状況では、引き取り手のない動物が増えることも考えられる。既存施設や動物病院の収容予備能力を維持するためにも、発災後の早期からの譲渡への取り組みがきわめて重要となる。



仙台市動物管理センターにおけるペット収容の様子

## 被災ペット救護施設：既存施設を利用した場合

### 動物保護管理センターと協力動物病院での一時預かりの事例 (新潟県中越大震災)

#### 事例 新潟県中越大震災で実施した一時預かり

新潟県中越大震災による家屋の損壊等により被災者本人による飼養が一時的に困難となった犬、猫、うさぎ等のペットを対象として、新潟県と（社）新潟県獣医師会が協力し、被災動物の一時預かりを実施した。

併せて、全村が避難し無人となった地域を放浪していた猫も可能な限り保護収容し、飼い主への返還と譲渡を行った。

2004年10月から2006年11月までの間に一時預かりや保護収容した頭数は、犬85頭、猫184頭、ウサギ1羽、ハムスター2頭、プレーリードッグ1頭の計273頭であり、2004年12月のピーク時には178頭を保護収容していた。（表1、表2）

これらの動物のうち、約20頭の猫が飼養中に病死したものの、その他の動物については、200頭近くが飼い主に返還され、残る50頭以上も全て新しい飼い主に譲渡された。

表1 新潟県中越大震災受入動物総数

受入動物	犬	ねこ	その他	合計
収容数	85	184	4	273
預かり数				

表2 うち、協力動物病院預かり数

受入動物	犬	ねこ	その他	合計
預かり数	42	83	0	125

#### 一時預かりのしくみ

発災当初、動物保護管理センターのみで一時預かりを開始したが、通常業務と併せての実施であり、いずれニーズに対応できなくなることは明らかであった。そこで、（社）新潟県獣医師会と協議し、無償で一時預かりに協力する「被災動物一時保管協力動物病院」を募り、「新潟県中越大震災被災動物一時保管実施要領」を定め、動物保護管理センターだけでなく、協力動物病院においても一時預かりができる仕組みをつくった。63の動物病院から協力の申し出があり、5か所の動物

#### 新潟県中越大震災の一時保管の流れ

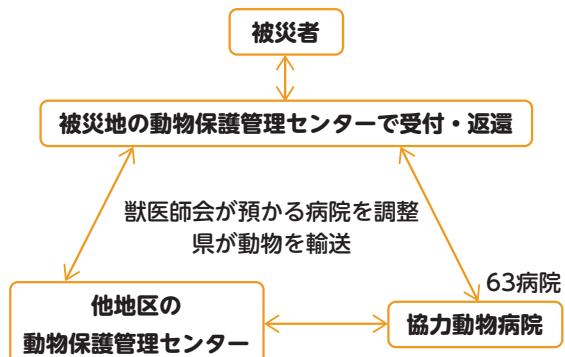


図1 一時保管の流れ

保護管理センターと協力動物病院で分散して預かることで、多数のペットに対応した。

被災地を所管する3か所の動物保護管理センターが受付窓口となり、県庁が各センターの収容数の調整を図り、必要に応じて獣医師会に協力を要請し、各センター職員が預かった動物を協力動物病院へ輸送した。(図1)

また、動物保護管理センターでは、保護した動物や一時預かりのための飼育スペースが不足したことから、被災地の動物保護管理センターに4基のユニットハウスを設置し、飼養保管能力を補った。

### 動物保護管理センターに設置したユニットハウスの概要

- 設置主体：新潟県中越大震災動物救済本部
- 施設の取得方法：リース契約
- 施設の規模：ユニットハウス ( $5.4m \times 2.4m = 13m^2$ )、電灯、エアコン付き  
1基は水道を引き、給湯器を設置。
- 設置場所：中越動物保護管理センター 2基  
魚沼動物保護管理センター 1基  
県央動物保護管理センター 1基
- 設置期間：2004年12月～2007年3月
- 費用負担：新潟県中越大震災動物救済本部

### 課題など

- メリット
  - ・動物病院の活用は新たな施設を建設しないため、建設費が不要。
  - ・動物病院の協力が得られれば短期で始められる。中越大震災時は、獣医師会に協力を求めてからシステムとして動き始めるまで約半月で実施した。
  - ・新たに常勤の職員を雇用する必要がなく、数多くのボランティアは不要。
- 被災者のニーズ
  - ・一時保管動物病院は被害のなかった地域にあり、被災地から離れているため、なかなか会いに行けないとの声があった。
- 一時保管協力動物病院
  - ・無償ボランティアであり、動物病院の負担が重い。
  - ・預けている被災者が面会に来ないと、モチベーションを保ちにくい。
  - ・預かっている動物が体調を崩した際に飼い主に連絡が取りにくい。
- 動物保護管理センター
  - ・収容動物の数が通常よりかなり多くなるうえ、一時預かりの調整、輸送業務があり、動物の出入りも多く、負担が大きい。
- 県、獣医師会
  - ・一時預かり施設の調整が煩雑。



動物保護管理センターに設置したユニットハウス

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### 応急仮設（ビニールハウス式）被災ペット救護施設の事例 (阪神淡路大震災)

**事例** 阪神淡路大震災の保護動物収容のためのビニールハウス式応急仮設

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（神戸支部）
- 施設の取得方法：無償提供？
- 施設の規模：ビニールハウス
  - (面積) : 120m<sup>2</sup>
  - ・猫舎 区分なし
  - ・犬舎 区分なし
  - ・事務棟 神戸市動物管理センターの事務所活用
- 設置期間：平成7年1月26日～平成7年5月13日（約3ヶ月間）

#### (2) 用地の確保

- 神戸市動物管理センター内に設置した。

#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

#### (4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不要
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
  - ・撤去のみ

## (5) 救護施設の運営管理

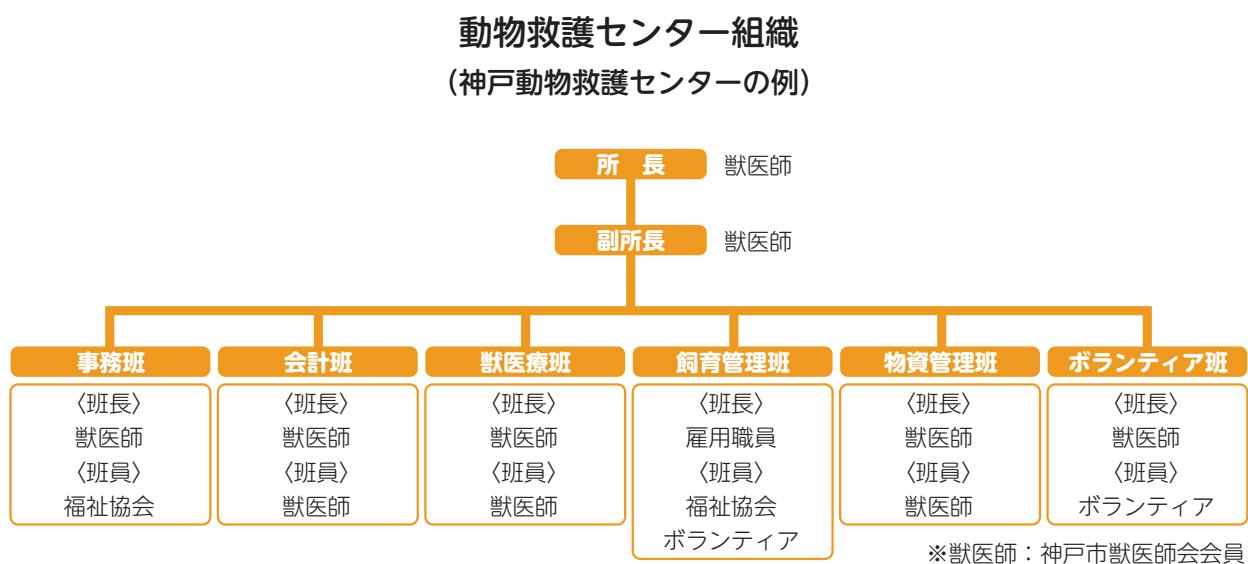


図1 神戸支部の施設運営体制

〈その他参考〉



図2 設置エリア



飼養状況①



飼養状況②



飼養状況③



入口



物資

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### プレハブ式被災ペット救護施設の事例① (阪神淡路大震災)

事例 阪神淡路大震災の被災ペット収容のためのプレハブ式臨時施設

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（神戸支部）
- 施設の取得方法：救援本部が設置
- 施設の規模：動物舎 3棟  
(面積)
  - ・敷地面積 1,400m<sup>2</sup>
  - ・動物舎 940m<sup>2</sup>
  - ・事務棟 神戸市動物管理センターの事務所を活用
- 設置期間：平成7年5月13日～平成8年5月29日（約1年間）

#### (2) 用地の確保

- 神戸市動物管理センター隣接の神戸市所有地に設置した。

#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

#### (4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不明
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
  - ・撤去のみ

## (5) 救護施設の運営管理

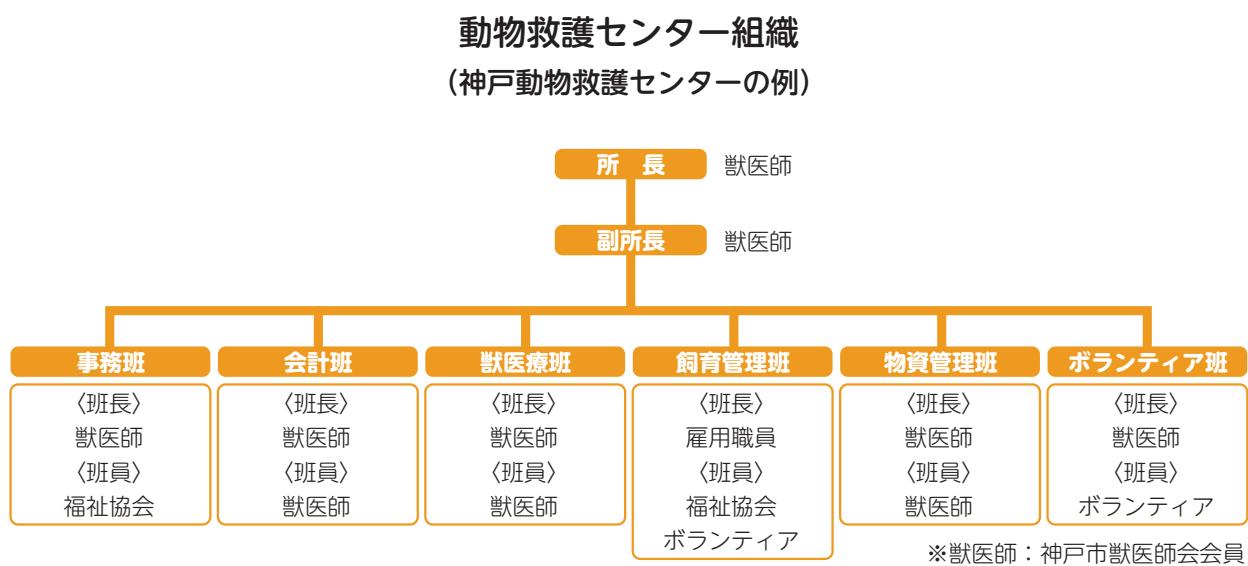


図1 神戸支部の施設運営体制

〈その他参考〉

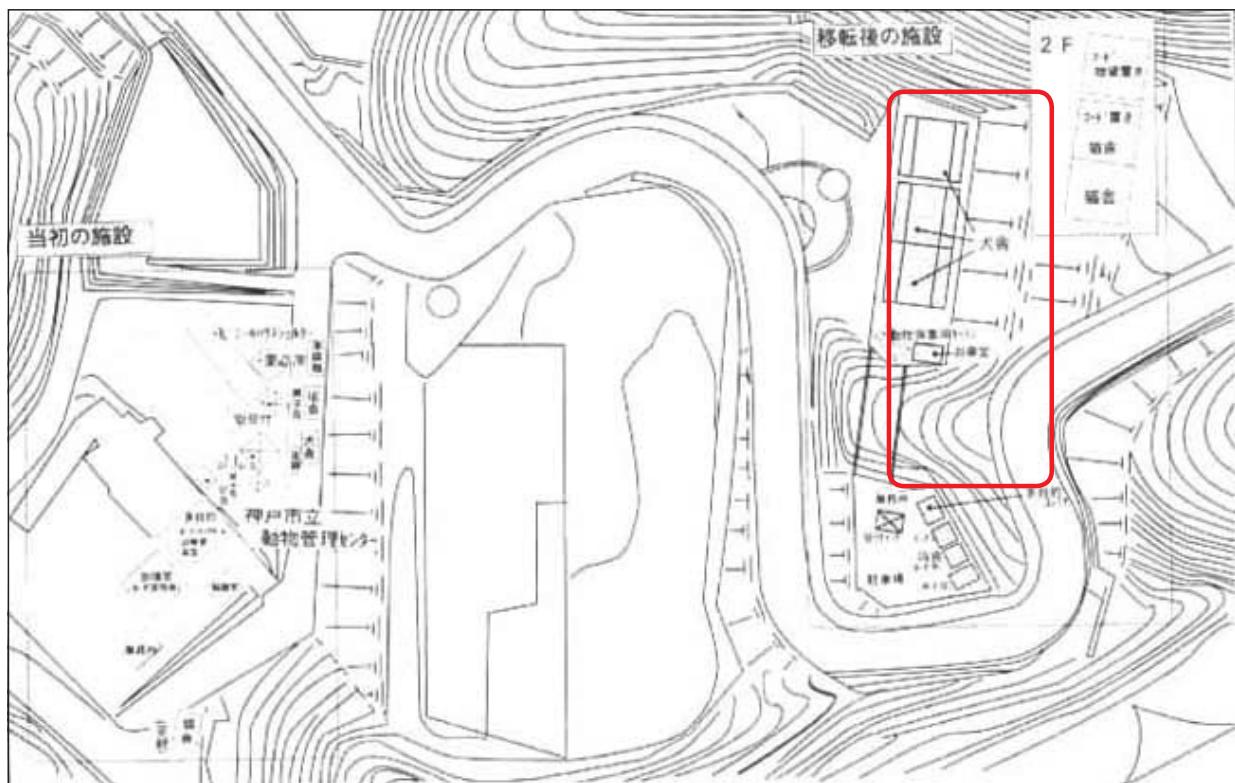


図2 設置エリア



施設外観①



施設外観②



施設内部



パドック

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### プレハブ式被災ペット救護施設の事例② (阪神淡路大震災)

**事例** 阪神淡路大震災の被災ペット収容のためのプレハブ式  
(一部コンテナを含む) 臨時施設

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：兵庫県南部地震動物救援本部（兵庫県支部）
- 施設の取得方法：救援本部が設置
- 施設の規模：猫舎1棟、犬舎2棟、事務棟  
(面積)
  - ・施設面積不明（敷地面積は1,500m<sup>2</sup>）
  - ・猫舎 不明（コンテナ1棟）
  - ・犬舎 不明（パドック付プレハブ2棟）
  - ・事務棟 不明（プレハブ）
- 設置期間：平成7年7月31日～平成7年11月30日（約4か月間）

#### (2) 用地の確保

- 三田市農業協同組合から無償貸与

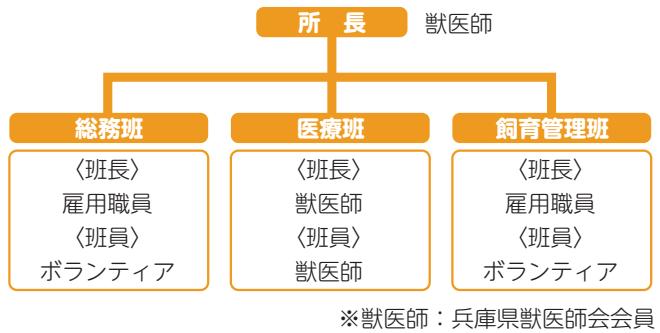
#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：現地本部負担
- 施設費用内訳（税抜き）：不明
- その他費用：不明

#### (4) 取得手続き等

- 建設許可関係：不明
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
  - ・撤去のみ

## (5) 救護施設の運営管理



## 図1 兵庫支部の施設運営体制

### 〈その他参考〉



図2 設置当初の平面図

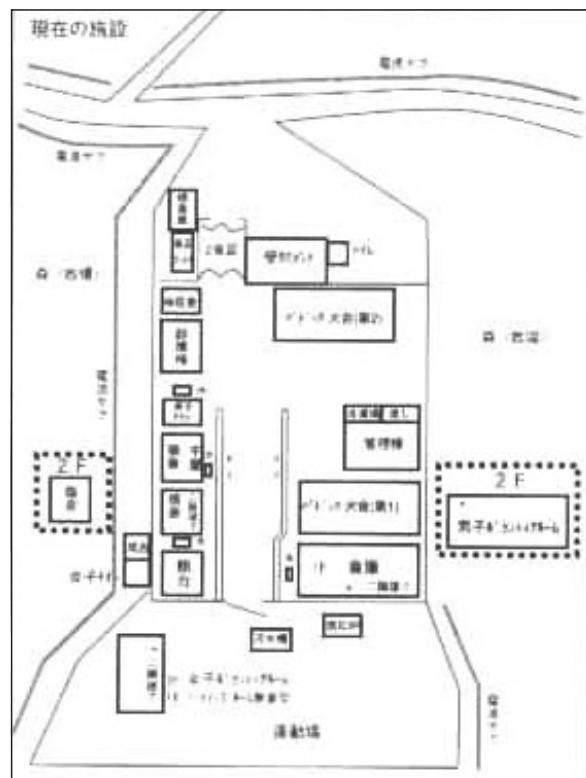
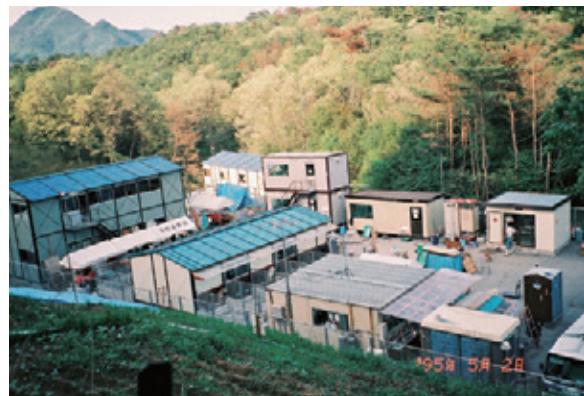


図3 改修後の平面図



設置当時の外観



改修後の外観



施設入口



事務所



施設内部



パドック



パドック付プレハブ

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### プレハブ式被災ペット救護施設の事例 (東日本大震災)

#### 事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のためのプレハブ式臨時施設

東日本大震災において避難指示区域内の放浪ペットを保護収容するために設置した施設。

最大で犬、猫合わせて200頭程度が収容できるように設計し、福島県動物救護本部の第2シェルター（田村郡三春町）の敷地内に設置した。

福島県動物救護本部では、当該臨時救護施設と福島県動物救護本部第1・第2救護施設と合わせ、述べ1000頭以上の動物を収容し、300頭以上が飼い主に返還され、残りの動物も全て新しい飼い主に譲渡された。

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：環境省
- 施設の取得方法：リース契約（環境省事業の請負業者とリース会社との賃貸借契約）
- 施設の規模：事務棟1棟、猫舎2棟（最大180頭程度に対応）、犬舎1棟  
(基礎、本体、内装、電気、給排水、空調を含む)  
(面積)
  - ・ 猫舎       $21.546m \times 7.2m = 115.1312m^2$  (平屋) × 2棟 計  $310.2624m^2$
  - ・ 犬舎       $21.546m \times 7.2m = 115.1312m^2$  (平屋) × 1棟 計  $115.1312m^2$
  - ・ 事務棟       $4.788m \times 7.2m = 34.4736m^2$  (平屋) × 1棟 計  $34.4736m^2$
- 設置期間：平成24年7月25日～平成26年9月30日（約2年2ヶ月間）

#### (2) 用地の確保

- 用地はパチンコ店の跡地で、福島県が福島県動物救護本部の第2救護施設のために借用した土地。福島県と協議の上、その駐車場スペースに設置した。

#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：環境省
- 施設費用内訳（税抜き）
  - リース料金：687,750円／月
  - 建方費      : 23,670,000円

解体費 : 8,090,000円

■その他費用

- ・スタッフ人件費（事務管理者1名、飼養管理者6名、獣医師1名）
- ・施設管理委託費（福島県動物救護本部への再委任）
- ・猫用飼養ケージ（約100基）
- ・プロパンガス：6,000円～20,000円程度／月
- ・汚水処理：500,000円～800,000円程度／回（地権者との協議の結果、浄化槽が設置できなかったため、汚水をタンクに貯水し、産業廃棄物として処理）
- ・建築許可申請書の提出にかかる申請書代理業務委託費用（一級建築事務所以外の提出が認められないため）

※事務机、ロッカー、洗濯機等は東京都動物救援センターからの提供物品

#### (4) 取得手続き等

■プレハブに係る建設許可関係

建築許可：許可申請書（仮設建築物等）

提出先：福島県県中建設事務所

申請者：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

事業請負業者 代表

応急仮設建築物の存続期間：基本1年間（延長手続きにより最大2年程度まで可能）

（実際の使用期間：平成24年7月25日～平成26年9月30日（約2年2ヶ月）

再延長の可能期間：平成26年9月30日（再延長手続きに係る費用が発生）

#### 〈応急仮設設置における必要書類（建築基準法第85条第2項を適用）〉

- ・事前届出書
- ・図面（配置図、平面図、立面図）
- ・建設趣旨書
- ・建築基準法チェックリスト
- ・工程表
- ・構造検討書
- ・許可届出書（仮設建築物等）
- ・防火対象物使用開始届出書

※これらは一級建築事務所からの提出を求められる場合がある

#### 〈防火対象物使用開始届出書〉

提出先：郡山地方広域消防組合 田村消防署長

申請者：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 室長

事業請負業者 代表

- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
  - ・簡易基礎のため原状回復の必要あり
  - ・建築許可における福島県県中建設事務所への建築物除去の報告
  - ・地権者代表との原状回復に関する誓約書（誓約者：福島県動物救護本部 本部長）

## (5) 救護施設の運営管理

### ① 常勤スタッフ

設置したプレハブの仮設救護施設は、福島県動物救護本部第2救護施設の敷地内にあり、その多くが共用部分となることから、運営管理についても福島県動物救護本部の管理体制の下に実施することとした。管理体制は以下の通り。

- 統括責任者：福島県獣医師会会長
- 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部長
- 事務管理部門責任者：福島県動物救護本部 チーフ1名 副チーフ1名
- 医療担当部門責任者：福島県獣医師会 チーフ（専任）1名
- 飼養・管理部門責任者：犬チーフ1名＋スタッフ 猫チーフ1名＋スタッフ

これらの管理体制に、事務管理部門にチーフ1名、飼養・管理部門のスタッフ6名を配置し、設置された臨時救護施設の運営管理の事務を行うとともに、救護施設に収容された保護動物の飼養と健康管理をする体制を整備した。

### ② ボランティアとの協働

ボランティアは福島県動物救護本部のウェブサイトで常に募集し、常時数名から数十名の協力を得た。

### ③ その他

福島県動物救護本部のウェブサイトでは、事務管理部門が「シェルター通信」を概ね毎日更新し、動物の様子や救護施設の活動、譲渡状況等を発信し、関心を持つ方に対して情報を提供した。



福島県動物救護本部ウェブサイト

## (6) 課題

- ・設置までの手続きに2ヶ月以上を要した。
- ・猫では繁殖による第二世代の動物も保護されるなど、飼い主不在の動物が多く飼養されたことから、馴化して譲渡するまで時間がかかり、施設の運営が長期化した。



外観



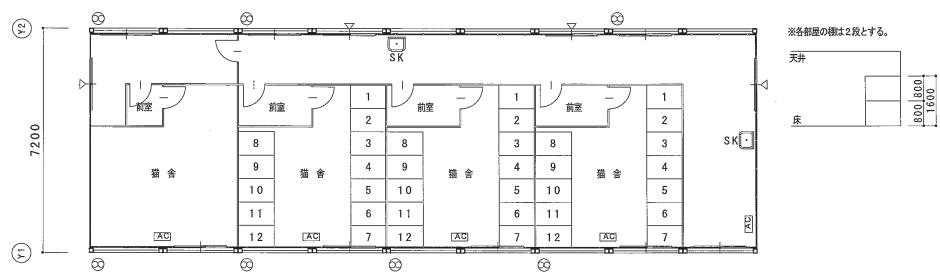
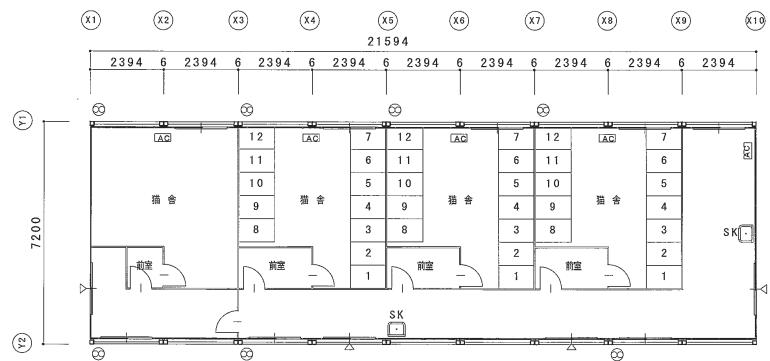
逸走防止処置（猫舎内）



飼養状況（猫舎）

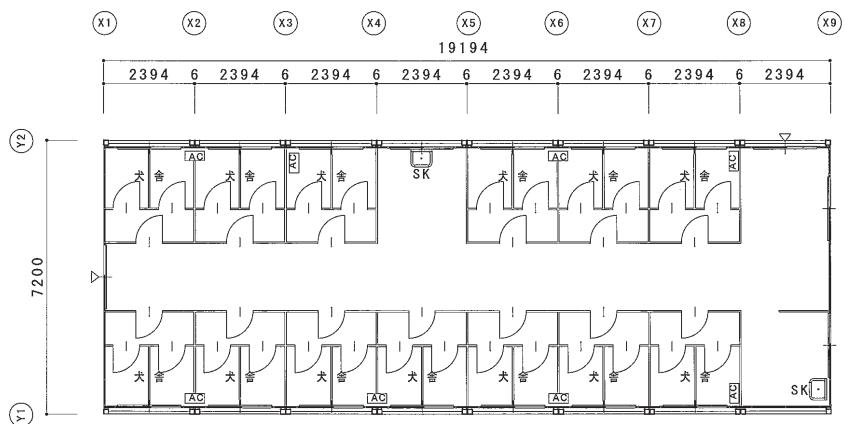


逸走防止処置（犬舎内）



1階平面図 S : 1/100

### 平面図 (猫舎)



1階平面図 S : 1/100

### 平面図 (犬舎)

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### 施設改修による被災ペット救護施設の設置事例① (東日本大震災)

#### 事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設 (倉庫改修)

##### ■ 警戒区域の設定に伴う動物保護の経過

平成23年4月22日、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、当該発電所から半径20km圏内の区域が警戒区域に設定された。この区域から持ち出せる物に制限が課せられ、食品や家畜等の生物は持ち出しが禁止された。このため、警戒区域内に取り残されたペットの救出を求める世論が高まり、ペットの警戒区域外への持ち出しのための対策を環境省と福島県が担うこととなった。

##### ■ 警戒区域内の被災ペットの保護と管理

福島県は、警戒区域内に取り残されたペットの救出を要望する多くの国民の声に対応するため、警戒区域内における放置犬等に関する実態調査とその保護を平成23年4月28日から5月2日にかけて先行的に実施した。

一方、環境省は、当該区域からのペット持ち出しが早期に実現できるように検討を進めた。その結果、被災者の警戒区域への一時立入りに合わせてペットを救出する作業が導入され、福島県が主体となって保護活動を実施した。また他の自治体の協力を得ながらの被災ペット等の一斉捕獲なども行い、平成27年8月までに犬463頭、猫545頭の計1,008頭を保護している。

また、福島県は、これらの被災ペットを処分しない方針を定め、保護された被災ペットは、同県が構成員となっている「福島県動物救護本部」が管理する収容施設<sup>\*</sup>で飼養管理をしていたが、平成27年12月までには全ての動物が飼い主に返還、または新しい飼い主に譲渡されて被災ペット対策は終了した。

〈※収容施設〉

福島県動物救護本部は、発災後、福島市飯野（貸し工場）と田村郡三春町（パチンコ店跡地）に被災動物の収容施設を設置し、被災した飼い主に代わって被災ペットの飼養と管理を支援した。

## (1) 施設の概要

- 設置主体：福島県動物救護本部
- 施設の取得方法：建物賃貸借契約
- 施設の規模：倉庫、事務所及び工場  
(面積)
  - ・倉 庫 87.60m<sup>2</sup> (犬及び猫の飼養管理または物品庫として活用)
  - ・事務所 39.00m<sup>2</sup> (事務所及び猫の飼養管理施設として活用)
  - ・工 場 265.93m<sup>2</sup> (犬の飼養管理施設として活用)
- 契約（設置）期間：平成23年4月13日～平成25年3月31日（約1年11ヶ月間）

## (2) 用地の確保

- 賃貸借契約による。

## (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：福島県動物救護本部
- 施設費用内訳
  - 賃 料：150,000円（税込み）／月
- その他費用
  - スタッフ人件費（獣医師1名、事務担当2名、飼養管理担当7名）、光熱水費、医薬材料費、消耗品費、役務費（通信運搬費、手数料等）、委託料（機械警備委託料、一般廃棄物処理料、浄化槽汲取料等）、旅費など。

## (4) 取得手続き等

- 建設許可関係
  - 建築許可：既存の倉庫にケージを配置した救護施設であるため、建築基準法に基づく許可または報告等はない。
- 契約に基づく原状回復の有無やその方法
  - 建物賃貸借契約書に原状回復の記載あり。
- 〈他の申請関係〉
  - ボランティアが使用する駐車スペースを確保するため、当該仮設救護施設に隣接する工場が保有する駐車場の使用許可申請を提出している。

## (5) 救護施設の運営管理

### ① 常勤スタッフ

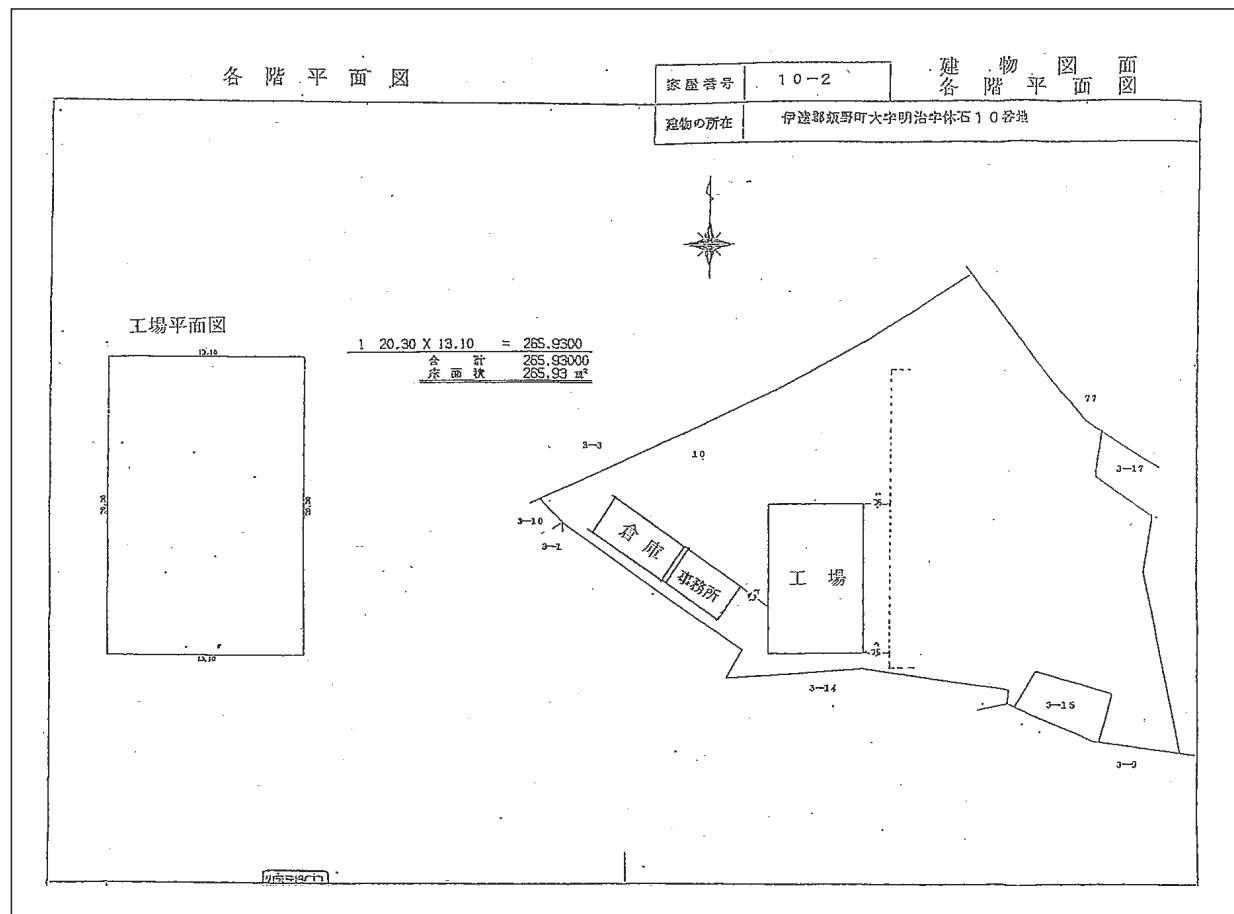
- 獣医師、事務担当及び飼養管理担当者が福島県動物救護本部長と雇用契約を締結している。
- 統括責任者：福島県動物救護本部長
- 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部事務局

- 事務管理部門責任者：福島県動物救護本部事務局
- 医療担当部門責任者：福島県動物救護本部雇用獣医師
- 飼養・管理部門責任者：福島県動物救護本部雇用者のうち、犬及び猫の各チーフ

## ②ボランティアとの協働

ボランティアについては、福島県動物救護本部のホームページ上で募集し、常時数名から数十名の協力を得ていた。

〈施設平面図（全体）〉





空き工場の状況  
(既存の業務用エアコン 2台を活用)



ケージを配置し仮設救護施設  
(犬飼養管理施設)として活用



事務所（猫飼養管理施設として活用）



事務所（猫飼養管理施設として活用）

## 被災ペット救護施設：新設の場合

### 施設改修による被災ペット救護施設の事例② (東日本大震災)

#### 事例 福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設 (店舗改修)

##### ■ 警戒区域の設定に伴う動物保護の経過

事例：福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設（倉庫改修）と同様

##### ■ 警戒区域内の被災ペットの保護と管理

事例：福島県避難指示区域内の保護動物収容のための被災ペット救護施設（倉庫改修）と同様

#### (1) 施設の概要

- 設置主体：福島県動物救護本部
- 施設の取得方法：建物賃貸借契約
- 施設の規模：店舗、屋根付き駐車場  
(面積)
  - 店舗 702.00m<sup>2</sup> (店舗を改修し犬舎、猫舎及び事務室等を設置)
  - 屋根付き駐車場 823.65m<sup>2</sup>
- 契約（設置）期間：平成23年7月11日～平成27年12月31日（約4年5ヶ月間）

#### (2) 用地の確保

- 賃貸借契約による。

#### (3) 費用負担と主な財源

- 費用負担：福島県動物救護本部
- 施設費用内訳（税抜き）
  - 賃料：400,000円／月
  - 改修費：40,000,000円

## ■ その他費用

スタッフ人件費（獣医師1名、事務担当2名、飼養管理担当9名）、光熱水費、医薬材料費、消耗品費、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料（高圧電気設備保守点検委託料、機械警備委託料、一般廃棄物処理料、浄化槽汲取料等）、旅費など。

## （4）取得手続き等

### 〈建築基準法に基づく報告〉

報告書：建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告書

提出先：福島県県中建設事務所長

報告者：福島県動物救護本部長

添付書類：改修後の概要図等（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、消防設備図、消防用設備等設置届出書）

### 〈消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書〉

提出先：郡山地方広域消防組合消防本部消防長

届出者：福島県動物救護本部長

## ■ 契約に基づく原状回復の有無やその方法

建物賃貸借契約書に原状回復の記載あり。

## （5）救護施設の運営管理

### ① 常勤スタッフ

獣医師、事務担当及び飼養管理担当者が福島県動物救護本部長と雇用契約を締結している。

■ 統括責任者：福島県動物救護本部長

■ 涉外・広報責任者：福島県動物救護本部事務局

■ 事務管理部門責任者： //

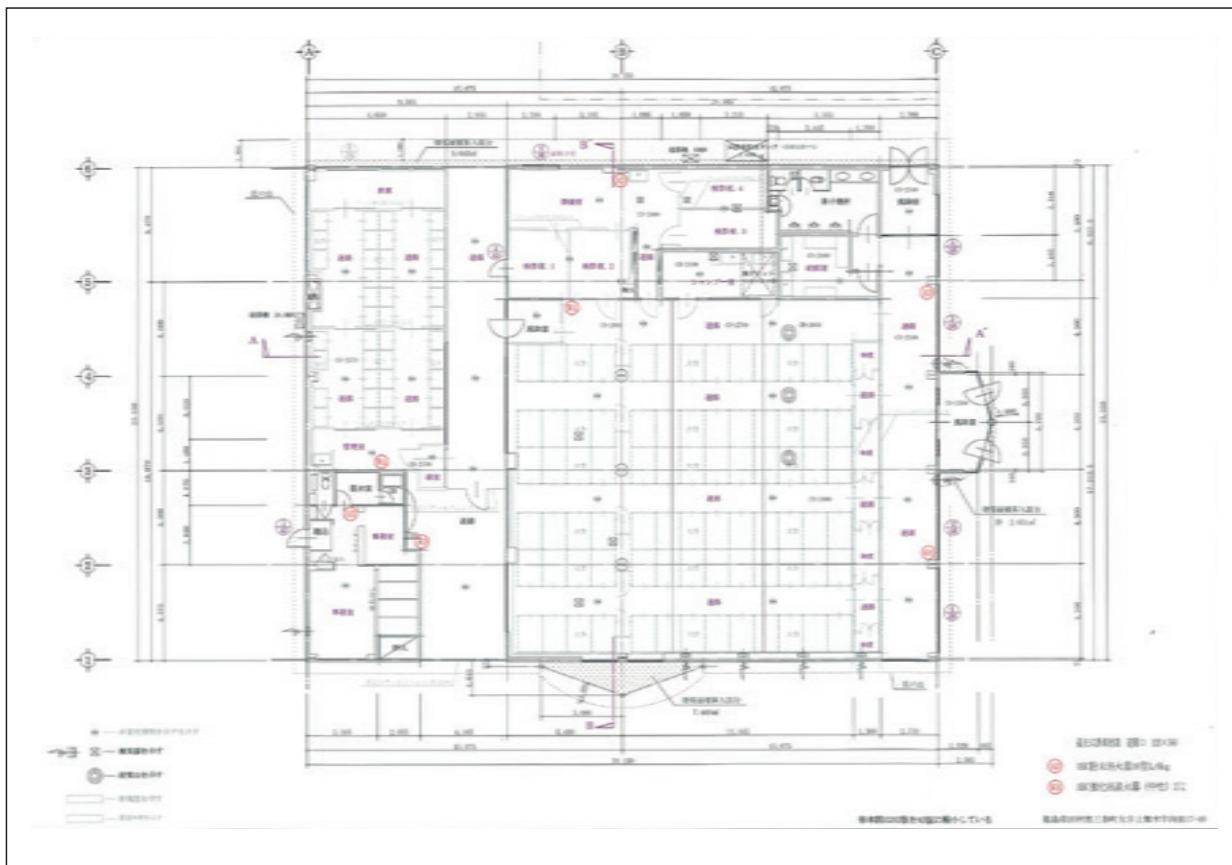
■ 医療担当部門責任者：福島県動物救護本部雇用獣医師

■ 飼養・管理部門責任者：福島県動物救護本部雇用者のうち、犬及び猫の各チーフ

### ② ボランティアとの協働

ボランティアは福島県動物救護本部のホームページ上で募集し、常時数名から数十名の協力を得ていた。

## 〈施設平面図（全体）〉

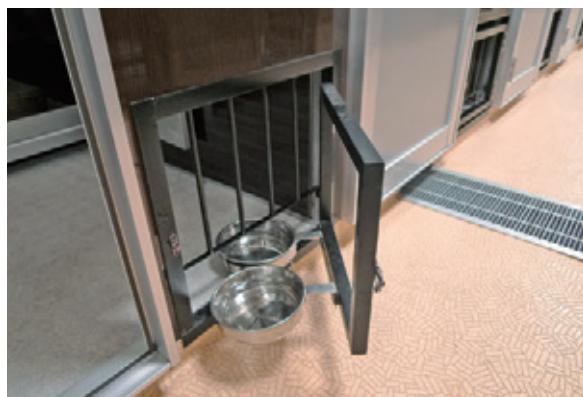




犬舎：個室型



犬舎：内部（床面に排水溝を整備）



犬舎：給餌口



猫舎：個室型



猫舎：フリースペース



シャンプー・トリミング室



餌調整室



診療室